

富士見町最低制限価格算定基準表（令和5年4月1日～）

業種	1.建設工事	2.建設コンサル					3.役務提供等
	29業種	測量業務	建築設計業務	土木設計業務	地質調査業務	補償業務	
最低制限価格の設定範囲	75%～92%	60%～82%	60%～80%	60%～80%	67%～80%	60%～80%	80%
予定価格の算出基礎額に応じた割合	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費×0.68 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 ・測量調査費 ・諸経費×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・特別経費 ・技術料等経費×0.60 ・諸経費×0.60 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価×0.90 ・一般管理費×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費×0.80 ・諸経費×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価×0.90 ・一般管理費×0.45 	
算出基準価格	上記の合計額×1.10	上記の合計額×1.10	上記の合計額×1.10	上記の合計額×1.10	上記の合計額×1.10	上記の合計額×1.10	

【注意事項】

- 最低制限価格の算定方法：算出基準価格に乱数（無作為に抽出された数：0<乱数≤1）を乗じて、事前に町で決定するもので、算出基準価格から、下方へ1%以内の範囲で価格を算定します。
- 最低制限価格制度の対象となる入札については、公告又は指名競争入札通知書に記載します（要綱第7条第1項）
- 最低制限価格を下回る入札を行った者（失格者）は、落札者とならないことを公告又は指名競争入札通知書に記載します（要綱第7条第1項第1号）
- 最低制限価格を下回る入札を行った者（失格者）は、落札者とならず、当該入札に係る落札者がいない場合において再度の入札に参加することができません（要綱第7条第1項第3号）